

平成23年度第1回 芦屋市美術品収集委員会 会議要旨

| | |
|-------|--|
| 日 時 | 平成23年12月19日（月）14:00～16:00 |
| 場 所 | 芦屋市立美術博物館 |
| 出席者 | 委員長 島田 康寛 委員長代理 潮江 宏三 委 員 島 敦彦 委 員 川辺 雅美 委 員 福岡 憲助 事務局 西本社会教育部長 長岡生涯学習課長 川崎社会教育施設担当主査 芦屋市立美術博物館 副館長 直場 健 学芸員 大槻 晃実 学芸員 國井 綾 |
| 会議の公開 | <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 審議内容に非公開情報（個人に関する情報）が含まれているため。 |

議題

- (1) 会議の公開について
- (2) 収蔵美術品の審議について

内容

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 会議の成立
委員定数5人中、5人の委員が出席しており芦屋市美術品収集委員会規則第4条第2項により会議は成立した。
- 5 委員長，委員長代理の選出
 - (1) 委員長の選出

芦屋市美術品収集委員会規則第3条に基づき、委員の互選により、島田委員が委員長に選出された。

(2) 委員長代理の選出

芦屋市美術品収集委員会規則第3条第3項に基づき、委員長の指名により、潮江委員が委員長代理に選出された。

6 審議内容

(1) 会議の公開について

(島田委員長)

初めに、この委員会について公開または非公開とするかについてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

収集委員会をはじめ、芦屋市の附属機関は法令や条例・規則で公開することができないと規定されているもの以外は、芦屋市情報公開条例第19条の規定に基づき公開が原則となっている。

非公開とすることができる場合は、非公開情報（個人情報等）が含まれる場合や、公開することにより公正または円滑な審議ができない場合に限られる。

(島田委員長)

説明に対して、ご意見・ご質問はありますか。

<特になし>

特にないようでしたら、この委員会は芦屋市情報公開条例第19条の規定に基づき公開を原則にしたいと思います。

なお、本日の委員会は、審議内容の中に作品の寄贈者の個人に関する情報が含まれておりますので非公開としたいと思います。ご承認いただけますか。

<異議なし>

それでは、本日の会議は非公開といたします。

その他、会議の運営についてご意見、ご要望はございませんか。

<特になし>

(2) 収蔵美術品の審議について

(島田委員長)

事務局より説明をお願いします。

(事務局)

今回審議していただく作品は、美術博物館が指定管理で運営するのを機に、過去か

ら寄託されていた作品について、所有者に指定管理に移行する説明と併せて、寄託の継続について意思確認を行いました。

その結果、これを機会に寄贈したいとの申し出があった作品を提案させていただいたもの。

それでは、引き続き学芸員から作品資料を基に、作品について説明をさせていただきたい。

■美術博物館第2展示室で作品を見ながら学芸員より説明を受けた後、審議。

■審議の結果、事務局提案作品を全て収蔵することに決定。

(島田委員長)

本日はこれで委員会を終了いたします。

以 上